

(設置)

第1条 少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少、流出に歯止めをかけるとともに、住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある花巻市を維持する施策を検討するにあたり、専門的見地から意見を聴取するため、花巻市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に定める「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の効果検証に関すること。
- (3) その他必要と認めること。

(組織)

第3条 有識者会議の委員は、住民代表者並びに産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及びメディアの有識者を持って構成し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 有識者会議に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、有識者会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、総合政策部秘書政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月15日告示第47号)

この告示は、告示の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日告示第60号)

この告示は、告示の日から施行する。